

島労発基0108第 1 号
令和 8 年 1 月 8 日

一般社団法人島根労働基準協会長 殿

島根労働局長
(公印省略)

令和 2 年 8 月 4 日付け基発0804第 8 号「石綿障害予防規則等の一部
を改正する省令等の施行について」の一部改正について

平素は、労働安全衛生行政の推進について、日頃から格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則第 3 条第 1 項の規定に基づく石綿等の使用の有無の調査について、令和 8 年 1 月 1 日から、有資格者に事前調査を行わせなければならない対象物に一部の工作物が追加されます。

これに伴い、令和 2 年 8 月 4 日付け基発0804第 8 号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」を別添「新旧対照表」のとおり改正し、令和 8 年 1 月 1 日から適用するので、対象になる一部の工作物の解体、改修工事を行う関係者に対する周知について、格段のご協力を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。